

平成29年度第4回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年2月6日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

## 平成29年度第4回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成30年2月6日（火）

午後1時59分～午後4時14分

戸塚地域センター

地下1階集会室1

### 1 開 会

### 2 審 議

- (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について
- (3) みどりのモデル地区について

### 3 連絡事項

### 4 閉 会

#### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 「新宿区みどりの基本計画（改定）」の素案に対するパブリック・コメントの実施結果について
- 5 新宿区みどりの基本計画（改定）（案）
- 6 新宿区みどりの基本計画（改定）概要版（案）
- 7 みどりのモデル地区について
- 8 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 11 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

出席委員 11名

会 長 熊 谷 洋 一  
委 員 齋 藤 馨  
委 員 竹 川 司  
委 員 小 野 栄 子  
委 員 間 座 和 子  
委 員 藤 田 茂

副会長 興 水 肇  
委 員 吉 川 信 一  
委 員 渡 辺 芳 子  
委 員 丹 羽 宗 弘  
委 員 小 島 健 志

◎開会

**みどり公園課長** 皆様こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第4回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきますみどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、傍聴を希望される方が2名お見えになっておられます。事務局といたしましては、本日の審議内容から、公表しても支障ないと思われるため公開とさせていただきます。委員の皆様のお了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** また、本日の資料ですが、資料3の指定及び解除対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれるため非公開とします。また、資料4の後ろについておりますパブリック・コメントの意見反映一覧の資料も、現段階の暫定資料ですので非公開とさせていただきます。それ以外は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**みどり公園課長** また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関になります。このため、委員の皆様のお発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。どうぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** かしこまりました。

皆様、こんにちは。本年度は4回目ですが、ことし最初の審議会となりますので、どうぞ

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより平成29年度第4回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員、渋谷委員、椎名委員、鶴田委員から欠席の連絡をいただいております。

このため、本日は15名中11名の出席により、審議会は成立しております。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

続いて、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** では、皆様のお手元にございます資料につきまして御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第、A4、1枚。そして、資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会委員の名簿が1枚です。資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について。資料3が、回収資料になりますが、指定及び解除審査対象樹木の写真になります。資料4ですが、「新宿区みどりの基本計画（改定）」の素案に対するパブリック・コメントの実施結果について。この後に、すみません、資料ナンバーを振っていないんですが、パブリック・コメントの反映意見一覧の資料、「回収資料」と書いたものがございます。こちらは回収資料になります。資料5ですが、新宿区みどりの基本計画（改定）の（案）、資料6が、新宿区みどりの基本計画（改定）概要版（案）になります。資料7ですが、みどりのモデル地区について。資料8が新宿区みどりの条例、同施行規則。資料9以降、ガイドブックの小冊子、また、新宿区みどりの基本計画の冊子、また、みどりの実態調査の報告書になります。

資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

**熊谷会長** いかがでしょうか。何か過不足がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事を始めさせていただきます。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** 本日の審議事項は、3件ございます。議事次第にのっとりまして、順番に御審議をお願いしたいと思います。

まず初めに、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除につきまして、担当のほうから説明さ

させていただきます。

**事務局担当（佐藤）** みどりの係長の佐藤です。

では、保護樹木等の指定及び解除について、映像を使って御説明をさせていただきます。  
前のスクリーンをごらんください。

（パワーポイント映写）

**事務局担当（佐藤）** 今回お諮りします保護樹木等の指定及び解除になりますが、まず、公有地の保護樹木に関しては案件がございません。私有地の保護樹木に関しまして、指定の件数5件、24本、解除が5件、6本、出ております。そのほか、保護樹木の指定、これが1件出ております。保護生垣に関しては、案件はございません。

では、一件一件について、それぞれを御説明させていただきます。

まず、保護樹木の指定についてです。今回、5件、24本ございます。

1件目、高田馬場一丁目のソメイヨシノになります。

2件目、若葉一丁目のモッコクほか18本になります。

3件目、こちらも高田馬場の一丁目になりますが、ヒマラヤスギ1本になります。

4件目、これは内藤町のケヤキの案件でございます。

5件目、新宿六丁目で、表にあるとおり2本の指定の案件となります。

まず、高田馬場一丁目の1件目の案件になります。このサクラにつきましては、所有者の方が、最近樹木が倒れることが多いということで、区のほうに相談、調査してほしい、見てほしいというようなお話をいただいたことがきっかけとなっております。現地調査を行ったところ、高さ2メートルぐらいの位置で2つに枝が分かれておりまして、葉の茂りはよい状態です。日照や土壌の条件もよくて樹勢も良好で、倒木の危険とかも小さいと考えられるので、保護樹木に指定することをお勧めしたところ御了解をいただけたということで、今回お諮りするものとなります。隣地に若干近いですが、個人の方のお庭に生えているという形になります。

2件目になります。若葉一丁目になります。こちらは本数が多いので、図面1枚でちょっと位置が落としきれはおりません。まず、1から12番目が、それぞれ……

ポインターが今出ていなくて、申し訳ないです。口頭で御説明しますが、「候補7」という、「サクラ」という字のあるあたりが、ちょうど校庭になっております。その校庭の外周に、囲むような形で樹木があるような状態になっております。校舎の裏とか校庭の脇という形で樹木があります。

では、1本目から御説明をさせていただきます。

まず、1本目ですが、モッコクです。高さは6.9メートル、幹周りは2.59メートルとなります。こちらは、相当低い位置から枝分かかれしておりまして、0.9メートルのものが2本、0.91メートルのものが1本、1メートルの幹周りのものが1本、この4つに分かれている形となっております。根元は、これはハランだと思っておりますが、植わっておりまして、植え込みになっているような状況でございます。

2本目、こちらはアカガシになります。高さが8.9メートル、幹周りが1.78メートルになります。

3本目、ソメイヨシノになります。高さが10メートル、幹周りが1.9メートルのものになります。

候補4番目として、こちらがエノキになります。高さが11メートル、幹周りが1.56メートルとなります。

候補の5番目、こちらはアカメガシワとなります。高さが9メートルで、幹周りが1.62メートルとなります。道路の際の、ちょっと斜面になっているところに生えているようなものでございます。

候補6番目、こちらがヒマラヤスギになります。高さが19メートル、幹周りが2.07メートルのものになります。樹勢は良好でございます。

次が、こちら、候補7、サクラとなります。高さが9.4メートル、幹周りが3.01メートルになります。こちらは、1.55メートルのものが2本と、1.2メートルという形で、3本立ちの樹木となっております。こちらは、私も見ましたが、葉もなく、花もなく、幹肌とかを見たんですが、種類まで見分けることができませんで、申しわけございません、サクラという形でお示ししております。

次、候補の8、イチョウとなります。高さが15メートル、幹周りが2.27メートルのものになります。

次、候補の9、10、11、12は固まって生えておりますけれども、全てメタセコイアになります。高さが21メートル、22メートルというものになりまして、幹周りがそれぞれ1.84メートル、1.4メートル、1.77メートル、2.15メートルでございます。外観上、目立つ腐朽などは見られず、樹形も樹勢も良好でございます。少し<sup>きんてい</sup>剪定してありますので、枝張りは小さ目になります。

候補の13番目、こちらはソメイヨシノになります。高さが10.5メートル、幹周りが1.77メ

ートルのものになります。高さ2メートル程度のところで、3つに枝が分かれているような状態のものです。樹形、樹勢とも良好でございます。

候補の14番目、こちらもソメイヨシノになります。高さが10.5メートル、幹周りが1.54メートルのものになります。

続きまして、15番目の候補になります。こちらもメタセコイアになります。高さは20メートルございまして、幹周りは2メートルとなります。

候補の16番目、こちらはまたソメイヨシノとなります。高さが10メートル、幹周りが2.18メートルでございます。周囲の樹木からの被圧を受けまして少し樹形が乱れていますけれども、目立つ腐朽等は見られず、樹勢、根張りはよい状態となっております。下は、子どもが遊ぶ遊具といいますか、鉄棒とかがあり、今、落っちこちでも大丈夫のように、ゴム製のクッションみたいなものが下に、茶色っぽく見えるところはそういったクッションがついている状況でございます。

引き続きまして、17番目、こちらもソメイヨシノとなります。高さは11メートルで、幹周りが2.45メートルとなります。こちら、2つに幹が分かれているようなものになりまして、それぞれが1.75メートル、1.76メートルでございます。隣にほかのサクラとかもございまして、少し樹形が乱れておりますけれども、目立つ腐朽等は見られず、樹勢は良好でございます。

18番目、こちらもソメイヨシノとなります。高さが10.5メートル、幹周りは2.86メートルでございます。こちらは低目の位置で3つに分かれておりまして、それぞれが1.57メートル、1.82メートル、0.7メートルでございます。

19番目、こちらもソメイヨシノとなります。高さは13メートルありまして、幹周りは1.85メートルでございます。幹が少し東方向に傾斜をしておりますが、樹形、樹勢とも良好です。下に白いものが見えますが、受電設備の囲い、子どもが入らないような形の囲いがされている、その横にあるようなものでございます。

2件目の案件は、以上となります。

続きまして、高田馬場一丁目の案件となります。こちらは、建物のごらんいただいている位置にございますが、ヒマラヤスギとなります。道路沿いの建物の駐輪場のところに植え込みがつくられておりまして、そこに成育しているような形でございます。高さは8.4メートル、幹周りは1.2メートルでございます。

引き続きまして、4件目の案件となります。内藤町のケヤキでございます。

こちらは前回の審議会で一度解除の申し出がございまして、8月の審議会で解除したもの

になりますけれども、建築計画を進める中で、伐採に関しても検討を行ったところ、接している道路の舗装が少し薄くて、埋設されている水道管とか下水管を破壊してしまうような可能性も高く、そういった大きいトラックといいますか、重機とかを入れるということは、なかなか御了解が得られなかった。ロープワークで切れないかということも検討したようなんですけれども、やはりお金もかなりかかるということで、建築計画のほうを変え、この木は残ることになったということで、再指定してほしいというお申し出をいただいたものになります。

解除のときにもお見せはしておりますが、こういう形で非常に立派に茂っている樹木でございます。高さが20メートルで、幹周りは3.57メートルでございます。

では、指定の5件目となります。新宿六丁目の案件となります。こちらは、お寺の境内にございます。

1本目がモミジとなります。高さは4.8メートル、幹周りは1.4メートルとなります。こちらは、右側にある写真のとおりなんですけれども、二股に分かれておりまして、それぞれの幹周りが0.9メートル、1.1メートルでございます。写真では、ちょっとわかりにくいんですが、枝がかなり横に張っているんですけれども、全て方杖できちんと支えてございます。ちょっと幹、枝に腐朽があるんですけれども、巻き込みがよい状態で、枝のほうもきちんとよくついておりまして、樹形がよく、生育状態は良好でございます。

引き続きまして、エノキになります。高さは16メートル、幹周りは1.37メートルとなります。こちらは、お寺の墓地の余り人の入らないところに生えている成育している木となります。周りの木の影響を受けまして、ちょっと下枝が高くなったりですとか、木が外のほうへ、あいているほうへ向かって枝が張っていつているようなところがあり、外観上、幹とかにも腐朽は見られなくて、樹勢は良好でございます。右側の写真、ちょっと石が載っていますけれども、根元はそういった状態になっております。

保護樹林の指定が今回、出ました。これをお諮りいたします。

先ほどの内藤町、同じ場所となります。赤で囲んでおりますが、582平方メートルございます。今回、ケヤキを残すということで、このケヤキが残るんですが、この木を含めまして、保護樹木の指定をしてあるものは今4本ございまして、このケヤキとあわせて、敷地全体を覆っているような状況にございます。よって、保護樹林として指定をさせていただきたいということで、今回お諮りするものでございます。

指定に関しての案件は以上でございます。

引き続きまして、保護樹木等の指定の解除について御説明をさせていただきます。

今回、5件、6本、案件が出ております。

1番目の案件が、平成21年に指定しましたシラカシとなります。中井二丁目です。

2件目が、昭和48年に指定しましたケヤキとなります。若葉一丁目の件となります。

3件目、こちらは平成19年に指定したエノキとなります。原町三丁目のものでございます。

案件4件目、こちらが昭和48年と平成6年に指定をしましたスタジイとエノキとなります。新宿六丁目の案件でございます。

5件目、昭和48年に指定をいたしましたイチョウでございます。西早稲田三丁目の案件でございます。

それぞれを御説明させていただきます。

1件目です。中井二丁目となります。シラカシです。高さが9メートル、幹周りは1.5メートルほどございます。土地所有者の変更と、新たな建築計画の予定があるとのことで、指定解除のお申し出がございました。現地調査を行ったところ、隣地境界に非常に近い位置にシラカシが植栽されているような状況でございます。ここは土地の面積が非常に狭いという状況もありまして、樹木を残す余裕がちょっとないように思われます。今現在、御本人は御高齢でこの家には住んでいない状況にあると聞いております。

2件目となります。先ほど指定の案件もお諮りしました若葉一丁目、同じ場所となります。ケヤキ、昭和48年に指定したものととなります。高さが13メートル、幹周りは1.83メートルでございます。このケヤキは、所有者から、根元に空洞があり、倒木が心配なので見てほしいというお話をいただきまして、職員が11月20日に行ってみたところ、確かに根元に空洞がありまして、その空洞が地下の部分にまで及んでいたということで、一度精密診断はこちらの支援の制度で行っております。少し、根元にベッコウダケも出ていたものになります。

11月に精密診断を実施しまして、根株から幹の下部、幹の下のほうにかけて空洞を確認しております。腐朽率は19.9%、20%程度ということで、すぐに倒れる心配はないということではございましたが、場所が、言うところとわかってしまうと思うんですが、小学校ということもありまして、あと、この樹木のあるところが、先生方とか来た方とかが通るような場所になっているということで、非常に倒木なんかやがては心配である。今後また危険が増す可能性もあるということで、指定を解除して伐採させてほしいということでお申し出をいただいたものになります。

続きまして、原町三丁目の案件でございます。エノキになります。高さが13メートル、幹

周りが2.05メートルございます。右側の下のほうに入っている写真でおわかりいただけるとおり、非常に敷地境界に近いところに生育している樹木となります。これまでも区のほうに、落ち葉の件とかでのお話ですね、近隣の方から、保護樹木の落ち葉で困っているというような形でのお申し出、お話とかもいただいていたような案件でございます。

今回、所有者さんが、そういった近隣のこれまでの経過を含め、あと、御本人がやはりもう高齢になって、病気がちということもあって管理が行き届かなくなっているということで、解除のお申し出をいただきました。御本人に確認をしたんですが、かなり、解除したいという意思がかたく、お申し出をいただいたものになります。

続きまして、新宿六丁目、先ほど2本指定の案件があった場所となります。

1月29日に、まだ、保護樹木の樹名板がついていなかったということで、職員で取り付けに行ったところ、樹木を伐採しているような状況があったので、状況を確認、聞き取りを行いました。この樹木の<sup>きんてい</sup>剪定を業者さんが行っていたところ、幹に大きな空洞を発見しまして、倒木の危険性があるということで、その造園屋さんと所有者さんが相談して、危険だから伐採したほうがよいということになり切る作業を行っていたということです。職員もその場で空洞の確認を現地で行いまして、これは伐採もやむを得ないという判断を行いまして、指定解除の手續の説明をして、解除の手續をとっていただいたものとなります。お墓の入り口ですとか、お墓に来る方が通る通路のすぐ脇にあるということで、そういった事故の心配から切るという形で、ちょっとそれが先行する形になったということでございます。

引き続きまして、こちらは同じ場所のエノキとなります。高さが7.2メートルで、幹周りが1.9メートルのものになります。これは、後ろに白く見えているのがお寺に来た方のためのトイレなんですけれども、車がとまっているとおり、周囲は駐車場になってございます。最近、この木の枝の一部が落下して参拝者に当たりそうになったそうで、入り口で頻繁に人が通るところなので、指定を解除させてほしいというお話をいただいたものでございます。

5件目、こちらは西早稲田の三丁目になります。48年に指定しました神社の樹木となりますが、1月25日に職員のほうで、やはりこれ樹名板がついていなかったということで取り付けに行ったところ、こういう形で切られておりまして、切株のみであったということを確認しました。

下に入っている数字は、平成26年にこの木を一度調査しているんですが、そのときの数字になりますけれども、そのときは高さが15メートル、幹周りが2.76メートルございました。神社に社務所がありまして人がいるという神社ではございませんで、近所の、町で維持管理

をしているようなところになります。役員の方に事情の確認をいたしましたところ、今年の6月ごろに枯れてしまったということで、枯れたので伐採したというお話でございました。

その枯れた理由に関してですけれども、その責任役員の方の改選の時期とも重なっておりまして、本当に細かいところはちょっとわからなかったところもあるんですけれども、聞いたお話では、除草のために、出入りのとび職の方が周りに除草剤をまいたということでございまして、その後、葉っぱがついたままで変色したということで、今度はちゃんと、とびの方ではなくて造園屋さんに見てもらったところ、もう枯れてしまっていて、倒れてしまうとだめだろう、倒木する可能性があるから伐採したほうが良いというような話をされたということで、伐採したというふうに聞き取りはしております。こちらは、やはり位置は非常に道路に近いところに、隣接している民家と道路に非常に近い位置にあったということで、全部切ってしまったということでお話を聞きました。

やはり、前回の審議会でも、こちらのなかなか行き届かないところとして申し上げましたが、やはり、そういった役員さんの改選の時期と重なり、手続の引き継ぎが十分にされていなかったというところもございまして。新しい責任役員の方には、また、保護樹木の制度の趣旨は御説明しまして、指定解除の書類を出していただきまして、今回お諮りするということでございます。

案件としては以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありましたけれども、保護樹木等の指定及び解除について御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

まず、指定のほうについては何かございますか。指定について何か御質問なり、あるいは、指定すべきではないというような御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。いかがでしょうかね。

渡辺委員、お願いします。

**渡辺委員** 率直な感想なんですけれども、2番目の若葉一丁目、何でこれだけの樹木が急にたくさん指定になるようになったのか、その辺のところ。今までに……

**熊谷会長** 事務局、いかがですか。

**事務局担当（城倉）** これは、学習院初等科です。最初に指定したのが昭和48年、一番初期に指定しています。

それ以外にたくさん樹木があつて、二年前に保護樹木とそれ以外の大きな樹木について調

査に入りました。昭和48年から見るともう40年ぐらいたっているんですけども、その間に大きくなった樹木がたくさんありました。その時点ではまだ、保護樹木に指定するのは難しいとのお話がありまして、その時点では指定しませんでした。

今回、先ほど指定解除の申し出のあったケヤキの調査に行ったときに、精密診断、レジストグラフによる幹の診断を区の経費でやりました。そのときにお話をさせていただいたんですけども、保護樹木に指定していただくと、こういう診断もできて、アドバイスもできますよというお話をいたしました。これだけまだ保護樹木に指定できる木があるので、指定してみてもどうかというようなお話をしたところ御了解をいただきまして、新たに19本を指定することになりました。そういう経過でございます。

**渡辺委員** わかりました。

**熊谷会長** ほかに何か、御質問ございますか。

どうぞ、間座委員。

**間座委員** 民有地の解除について、樹木のところの、新宿六丁目だったか、ちょっと間違えているかもしれませんが、スタジイだったかしら、腐朽率19.9%でしたか、これは、この19.9%になる前にもうちょっと早く、朽ち落ちていく過程をつかんでおかれなかったのかと思うんですが、ちょっと何も知らないのにこんなことを申し上げてあれですが、もっと早く、そんなに長く置かずに見に行っていれば何かというようなそんな気もするんですが、そんな簡単なものじゃないのかもしれませんが、そのあたり、そういうふうにはちょっと思います。

**熊谷会長** 今の御質問は、いかがですか。

**事務局担当（城倉）** この場所は、先ほど申しましたように学習院初等科です。ふだん我々は警備が厳しくてなかなか入れません。愛子様初め天皇家の人々が通われる学校なので、我々が調査させていただくときも、あらかじめきちっとお話をし、入る人数だとかを決めないと入れないところであります。

もう一つは、外から見た目からは、幹の内部が腐っているというか、中身が空洞になっていることから危ないかもしれないとのことで、機械を使って調査を試みたところ、幹に空洞があることが解った。

ただ、空洞率19%というのは、古い樹木はある程度の空洞ができることがよくあるんですけども、東京都の街路樹ですと、50%以上腐朽率（空洞率）があった場合はすぐに伐採するという基準がございます。ここの場合は19%なので、私どもは診断した後に、現状はこのままでも大丈夫ではないかというようなお話をさせていただきました。ただ、相手方は、小

学校でもあるし、これ以上に腐朽が進んでいく可能性があるとして、今後は心配なので、学校内部で検討したところ、とりあえずは解除したいというお話になったというような経緯がございます。

よろしいでしょうか。

**間座委員** そのような、樹木の観察というか監視というか、どのくらいの間隔で行かれるのでしょうか。

**事務局担当（城倉）** 現在1,200本ぐらい保護樹木がございますので、基本的には私ともう一人、2人で見て回っているものですから、なかなか全ての木を、何か月、何年に一度見るというわけにはいきません。今回も、5年ほど前から、順番に全ての木について調査をしようとしていて、7割ぐらいの木が終わったところなんです。ですから、まだ全部の木も調査していないので、なかなか全ての木を定期的に調査するというのは難しゅうございます。

持ち主の方から、ちょっとぐあいが悪くなったんじゃないか、ちょっと穴があいてきたんじゃないかというようなお話は時々いただきます。そういうときにお伺いをして、必要ならば精密診断をして、その結果をお知らせしてどうするかを判断するというような形をとっているところです。

**間座委員** すると、ある程度人為的なところもあるのでしょうか。それと、もっと新宿区が予算をふやして、そういう方々の人数をふやされるということは御無理なんですかね。

**事務局担当（城倉）** その辺も一つの手だと思いますが、なかなか保護樹木に対して予算をたくさんつけることは難しい。予算がついても、やはり専門的な知識が要るものですから、すぐに人数をふやせる、委託に出すにしてもなかなか、専門的にそういうことができる人を見つけるのが難しいというような状況もございまして、そういうのがもっと小まめにできれば理想的なんですけれども、現状ではなかなか難しいところだと思います。

**間座委員** でも、新宿区の樹木はとても大切だと思うんですが、そんなことをおっしゃっておられないんじゃないかと思うんですけども、もっと積極的にというのは御無理なんですかね。

**みどり公園課長** 5年前から、健全度調査ということで始めたところですが、ちょっと、今の御発言は本当に課題として受けとめて、いろいろ努力してまいりたいと思っております。

**熊谷会長** 間座委員、いかがですか。よろしいですか。

**間座委員** わかりました。ありがとうございます。

**熊谷会長** これは、しっかりと議事録にとどめて、それから、多分ほかの委員の方も同意されている、考え方については。

私も長くこの審議会にかかわってきていますが、正直なところ、予算も人もない中で頑張っておられるんですが、それにしても、ここ5年間ぐらいは非常に濃密な調査をしていただいていますので、このぐらいの調査を、多分毎年というのはちょっとまだ無理でしょうけれども、何年か置きにやれるような、そういう計画を、できれば区長あたりに説明できるような、そういうような機会を、会長としてもつくっていただけたらと思いますので、よろしく御支援お願いいたします。

**間座委員** 事情もわからず今のようなことを申し上げて、本当に申しわけありませんでしたが、でも、願わくは、どうぞ予算や人員をふやして、何とかやっていただきたいと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**熊谷会長** はい。よろしくお願いいたします。

どうぞ、渡辺委員。

**渡辺委員** 今の若葉一丁目、簡単に入れられないということを伺いまして、それで、指定した19本の木についても、簡単に見せてくださいということはできないわけでしょうか。学校のほうにお任せという。

**事務局担当（城倉）** 基本的には、何か必要があって入るということで学校に照会をしまして見せていただくというような形になると思います。

あと、ほかの民有地でも、お寺さんですと結構自由に入れるんですけども、個人の方ですとなかなか、敷地内にある木を見せてくれというのが難しい場合もございます。調査している段階でも、なかなか、連絡をとろうとしてもとれないということもありません、残り3割ぐらいあるんですけども、難しいところばかり残っています。

この間も、ちょっと事前に電話で問い合わせをしてから行ったんですけども、落合のほうの地区ですが、年寄りの家庭ですと、警察のほうから、振り込め詐欺が多いので、電話に出るなというような御指導をいただいていることがあるようです。ですから、いきなり突然訪ねて行って、新宿区ですけど、この樹木、見せてくださいというようなやり方しかできなくなっているところもございますので、なかなか調査の進行が難しいところがございます。

**渡辺委員** 今度は19本も、一度に。すばらしいと思います。

**事務局担当（城倉）** そうですね。たまたまです。

**熊谷会長** 副会長。

**輿水副会長** 半分冗談で申し上げるんですけども、電話をかけて、区の職員です。保護樹木の調査に伺いたいんですけども、これは詐欺ですと、気をつけてくださいということになる

んですかね。

熊谷会長 なる、なる。

事務局担当（城倉） 電話に出ないんです。

輿水副会長 敷地に入るから、やっぱりまずいんですか。家に入らなくても。

事務局担当（城倉） いや、電話さえつながれば、入らせていただけます。

輿水副会長 だから、電話は出ないと、もう。危ないから。これから全然調査ができなくなっちゃいますね。

事務局担当（城倉） もう、直接訪ねて行って、いるかいないかわからないんですね。留守のときはしょうがないので、また出直すようにして。

輿水副会長 もう、ピンポンで行くしかないわけですか。

事務局担当（城倉） そういうことです。

輿水副会長 わかりました。ありがとうございました。

熊谷会長 どうもね、警察のほうから、年寄りとか、そういう家庭では電話に出ないようにと  
いうような、そういうのが何となく指導があるみたいですね。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 今おっしゃったとおり、警察から、各家庭でなく、最近はよく地域で防犯の、警察署が主催して、会合がよくございまして、そのときに、電話に出ないようにという御指導をなさっておりますので、その影響もあると思います。

熊谷会長 あると思いますね。

吉川委員 それで、1つ御質問したいんですが、内藤町ですか、一回解除された木が再申請になって、これは保護樹木に対する執念かなと思って、ありがたいと思ったんですが、そうじゃなくてほかの理由みたいなのでちょっと残念な気がしたのですが、その点もう一度お話ししてくだされば、これはすごい執念だなと思ったんですが、そうじゃなさそうなのでちょっとがっかりしたわけですが、おもしろいケースですので、ちょっと説明していただけたらと思います。

事務局担当（城倉） ここは、前に住んでいた方が、もともと内藤家の土地で、売買ではないんですね。土地の売買ではなくて、借地権の売買なんです。

最初に持っておられた方は、もう90過ぎの御高齢の方で、ひとりで住んでいました。ただ、私の生きているうちは保護樹木は外さない、切らせないというお話をされていたんですけれども、娘さんが説得したりして、ひとりで暮らすのはもう危ないということで、借地権

を売買することになった。新しくその借地権を買った方が、家を建てる計画にどうしても引っかかってしまうということで、8月に解除させていただきました。

ところが、その後、建築計画のために地元で説明会を行ったときに、地元から反対が起きました。それと、この土地に通じている道路が私道で、道路の幅も狭い。舗装厚も薄いということで、木を切るためにはどうしても大きな重機、クレーンだとか、切った木を運び出すための大きなトラックを入れたいいけない。話し合いを何回も持ったみたいですが、どうしてももちが明かなくて、新しい所有者のほうで切ることを諦めたという経緯がございます。

どうせ残すことになるならば、やはり少しでも経費、<sup>せんてい</sup>剪定の費用ですとか、落ち葉の回収費用を軽減するために、また指定してほしいと。再指定するからには、もう当分切れませんよというお話をした上で、再指定ということになりました。そのような経緯がございます。

それともう一つは、ここは保護樹林にも指定することになったんですけれども、保護樹林の助成金以外にも保護樹林に指定すると落ち葉を区で回収できるということで、それも少しは手助けになるのかなど。落ち葉の量が、中途半端でなく多いんですね。もう、この1本の木で、五百何平米ある敷地の半分以上を覆っているような状況ですので、そのことも少しでも手助けになればということで、保護樹林に指定することにもいたしました。

**熊谷会長** ありがとうございます。

**吉川委員** 大分いきさつがあって、重みを感じて、これは大事にしくちゃいけない樹木だなというような感じがします。

**事務局担当（城倉）** そうですね。この地区にはたくさんケヤキがあるんですが、これがその中でも一番立派なケヤキなので、もう、できれば残してほしいと思っていたんですけれども、いいタイミングで残せるようになったので、よかったです。

**吉川委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** これから審議で、指定するかどうかを御審議いただくんですが、この例は地域が救った樹木ということで、望んだその樹木ということでなかなか、今、吉川委員がおっしゃったように貴重な事例だと思います。ほとんどが、うちのほうに落ち葉が落ちるとかそういうことで、といが詰まるとかって、むしろ地域の方がどちらかという保護樹木に対する理解が薄いところが多いんですけれども、こういうような逆の例が出てきたということは大変、新宿区も成熟してきたかなと思いますので、できればこれを指定していただくように皆様にも御審議をいただけたらと思います。

ほかに何かございますか。

どうぞ、藤田委員。

**藤田委員** 解除のほうの、イチョウが枯損した、除草剤をまいて枯損したということで、樹木ってかなり強いはずなんですけれども、根張りのところに全部除草剤をまかれるとっちゃう可能性があるんで、だから、その辺の指導というのをこれから何かやっついていかないと、同じようなことが起こっちゃう可能性があるなど、ちょっと怖いなど。

普通、狭い範囲だけやるというのはあるんですけども、広い範囲にば一つとまかれちゃうと、本当に木が枯れるということが起こりますので、その辺をきちっと伝えておくということは必要なと思うんですね。

**熊谷会長** ありがとうございます。そのこともぜひ事務局のほうで認識をしておいていただいて、今後、できる範囲で指導していくようにさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

**吉川委員** もう一点。

**熊谷会長** どうぞ、吉川委員。

**吉川委員** 今、保護樹木を管理するのに担当の方が御苦勞なさっているというのを聞いて感激したわけですが、個人の方はかなり、お庭なんかを持っている方は保護樹木について御関心があるみたいなんですけど、先ほどの、団体さんが、役員が交代のとき手薄であった、保護樹木について。団体に対する保護樹木についての御説明、あるいは保護樹木に対する御理解がちょっと薄くなっているんじゃないかという感じがしますので、その点は、僕らわかりかねるんですが、団体に対する保護樹木の理解というのが、その点についてお話しいただければと思いますね。

**熊谷会長** 事務局、いかがですか。

**事務局担当（城倉）** この西早稲田の案件なんですけれども、実は天祖神社なんですけれども、先ほども係長が説明したように、ふだん宮司はいません。近くの水稲荷神社の宮司が兼務して、必要なときには来る状況です。ふだん敷地内にはだれもいません。

この神社のあるところの町会長がいわゆるあて職で、責任役員をやる仕切りになっているようです。

私どもが3年前に調査したときは、前の町会長さんが責任役員ということで、保護樹木についていろいろ御相談をさせていただきました。それが昨年、町会長が代わられて、責任役員も代わられたということで、前責任役員の方は、保護樹木について次の方に引き継いだと

というような話をおっしゃっていたんですけども、それがなかなかうまく伝わらなかったようです。毎年、責任者の名前で補助金の申請もされているのですが、今年度、29年度はその申請もなされていなかった。その辺が、引き継ぎがうまくいかなかったというところがあります。

これもたまたま樹名板、もともと樹名板がなかったのですが、樹名板がついているともうちょっと違ったと思うんですけども、今回新たに樹名板をつけに行ったときに切られている木を発見して、責任者に確認をしたんですけども、会長のかわる時期ですとか、なかなかつかみにくいものですから、きちっと引き継いでもらえるように今後もしていきたいと思います。

**みどり公園課長** 団体が手薄というよりは、かなり今回は特殊なケースだったのかな、というふうに感じています。本当に気をつけてお話ししていきたいと思っております。

**吉川委員** いろいろ御苦勞、ありがとうございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

**輿水副会長** ちょっとよろしいですか。

**熊谷会長** 副会長。

**輿水副会長** 解除のほうの話に入ったので。解除の3番のエノキ、これちょっと画面ありますか。これじゃないか、違うか。3番だと思ったんだけども。

**熊谷会長** 原町。

**輿水副会長** 原町か。だと思ったのですが、これは、所有者の方が御高齢になってもう管理できないから解除してほしいというのが主な理由だというふうにおっしゃってましたよね。

**事務局担当（城倉）** はい。

**輿水副会長** そうですか。そのときにね、これはだんだんこういうことが起こってくるわけで、どんどん高齢化が進みますと、もう高齢になったから管理できないよ、さらには、もう土地を売るからとか、あるいは建てかえになるからもう切るよという、だんだんそういう話がいっぱい出てくるだろうと思うんですけども、その最初の段階として、高齢でちょっと持ちこたえられないので切るというのが、割と早々と解除してしまうなという感じがちょっとしたものですから伺いたいんですけども、そうすると、周りの方が、ちょっと落ち葉の話もちらっとおっしゃっていましたが、むしろ、これは大事だから守ってあげようよ、私たちがという話にはならないんですかね。

さっきのケヤキの場合は、周りの方がもったいないよとおっしゃっているので、このエノ

キの場合には、いや、お年寄りで大事でしょうけども、私たちが掃除してあげますよ。守りませんかというこの動きというのは全くなかったんですかね。

**事務局担当（城倉）** その反対でして。

**奥水副会長** 反対。

**事務局担当（城倉）** ええ。もう、最初、その南側で建築計画をされている業者の方が来て、あの木は何とかならないのかと言ってくるぐらいで、そういうお話で動いているようで、所有者の方にも相当苦情を言ったようです。

私ども、所有者に、やはりかなり御高齢で、杖をついて庭のほうへ出てきていただいたのですけれども、お話を聞くと、それ以外に、隣にも駐車場があって、そこにも落ち葉がすごくて、苦情ばかり来るんだと。今まではそれにも対応して、枝を切ったりとか落ち葉を集めたりしていたんですけれども、もう病気がちになってしまって、これ以上どうしても管理ができなくなってきたということで、解除してほしいというお話がありました。

**奥水副会長** 保護樹木で、随分御苦勞をおかけしちゃったわけですね、この方にね。そうですか。わかりました。ありがとうございました。

**熊谷会長** 予算と人が確保できれば、こういう立派な木は、そういうような場合は、区で直接管理と。

**事務局担当（城倉）** そうですね。2年に一遍ぐらい区で<sup>きんてい</sup>剪定することができれば、残る木が結構あるのかなという気はするんですけれども、なかなかそこまでの対応ができないというのが現状です。

**熊谷会長** それで、御意見は、解除はまかりならんということで。

**奥水副会長** いえいえ。残念です。

**熊谷会長** 残念ですね。

**奥水副会長** まことに残念です。

**熊谷会長** ほかに何かございますか。どうぞ。丹羽委員、お願いいたします。

**丹羽委員** ちょっと最近、文京区の中学校へ行く用事がありまして行ったんですけれども、グラウンドを挟んで東側に立派なイチョウの木がずっと植わっていたんですけれども、この間行ったら、それがみんな、3メートルぐらいのところから全部切られているんです。その情景を見てちょっと<sup>あぜん</sup>唖然としたんですけれども、先ほど、1,200本の木を2人で見ていらっしゃるということを伺ったんですけれども、ぜひ、新宿区ではそういうことのないように頑張っていたいただきたいと思います。

**熊谷会長** そうですね。ありがとうございます。

何か、特にございますか。

**みどり公園課長** そういうことのないように頑張りたいと思います。お力添えもよろしく願  
いいたします。

**熊谷会長** でも、新宿区は、保護樹木に関しては非常に、23区の中でも図抜けて頑張っている  
ほうなので、完全には行き届かないけれども、非常に総体的に頑張っているということを、  
ぜひ住民の方にね、地域の方にわかってもらえるような活動もぜひ必要かなと思いますので、  
いわゆる広報みたいなものもできるだけ力を入れていただけたらと思います。

ありがとうございました。

ほかになれば、この保護樹木の指定と解除につきましては、一括して御審議をしてい  
だきたいと思いますが、いかがでしょうか。原案のとおりお認めいただいてよろしいでしょ  
うか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございました。

それでは、原案のとおりお認めいただいたということにさせていただきます。

そうしますと、結果的に、3番の保護樹木等の推移のところになりますけれども、これを  
事務局からちょっと説明して。

**事務局担当(佐藤)** 保護樹木等の本数等の推移のことを最後に申し上げます。

公有地の保護樹木に関しましては、本数、件数、動きございません。2件、14本のままで  
ございます。

民有地の保護樹木に関しましては、273件、1,236本でありましたが、お認めいただきまし  
て、272件、1,254本、件数は1件減りましたけれども、本数は18本ふえるということになり  
ます。

保護樹林も、35件、8万7,443平方メートルであったものが、1件ふえまして36件、8万  
8,025平方メートルになります。1件、582平方メートルの増でございます。

保護生垣は、案件がございませんので、38件、1,122メートルのままでございます。

以上となります。

**熊谷会長** ありがとうございました。

---

### ◎新宿区みどりの基本計画の改定について

**熊谷会長** それでは、次の審議事項に移りたいと思います。新宿区みどりの基本計画の改定について、事務局より説明をお願いします。

**みどり公園課長** それでは、続きましてみどりの基本計画の改定につきまして説明いたします。

この審議会でも11月に御審議いただき、その後、12月に素案を作成しまして、12月15日から1月15日までの32日間パブリック・コメントを実施いたしました。本日は、このパブリック・コメントでいただいたご意見と、反映させる内容につきまして、現段階の概要につきまして、担当のほうから御説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**事務局担当（三橋）** みどり公園課の三橋です。

それでは、御説明させていただきます。

資料4をごらんください。「新宿区みどりの基本計画（改定）」の素案に対するパブリック・コメントの実施結果についてでございます。

パブリック・コメント期間、12月15日から1月15日まで32日間でした。

ご意見は、25名の方からいただきました。意見の数に直しますと224件、意見の内容につきましては、全体的なものが7件、第一章、計画の前提については35件、第二章、基本計画部分については69件、第三章、個別施策及び地域別方針については105件、その他、この計画とは直接関係ないものが8件ございました。

また、こちらの意見の反映状況でございますけれども、まず最初、「意見の趣旨を計画に反映する」ということで、計画の内容を修正させていただいたものが60件。次に、「意見の趣旨は計画に取込み済み」ということで、既に計画の中に入っていたものが16件。次に、「意見の趣旨に沿って取り組む」というものは、特に計画の文言の修正は行いませんけれども、方向性が一致しておりますので、取り組んでいくという、同じ方向性のものということでございます。その次、「今後の取り組みの参考とする」というものでございますが、これも計画の方向性とはおおむね一致しているんですけれども、予算でありますとか内容等に鑑みまして、必ずしもすぐに、あるいは全て計画に反映することができないといったものを、「今後の取り組みの参考とする」という扱いにしております。また、意見の趣旨とは少し、こちらの考え方とは違う、あるいは実現がちょっと難しいというものにつきましては「意見として伺う」ということで、48件ございました。また、御質問がたくさんありましたので、質問に回答するという形のものにつきましては、56件ございました。

次に、回収資料としておりますものですが、これが、この意見の反映のうち、意見の趣旨を計画に反映をするということで、計画の本文等を修正、あるいは御意見を受けて資料編等に記載をするということを決めた案件でございます。こちらにつきましては、まだ文言の最終的なチェック等が終わっておりませんので、回収資料とさせていただきます。

続きまして、これに基づきまして修正した内容についての概要を説明させていただきます。

資料5、みどりの基本計画（改定）の、今度、「素案」の「素」が取れまして（案）になりましたけれども、こちらの本編をごらんいただきたいと思います。

最初に、2ページをお開きください。こちらのほうでは、2）改定の背景の冒頭に、みどりについての意義、あるいは効用についての文言を入れたほうが良いという御意見がございましたので、最初に3行ほど、みどりについての意義、効用を記載いたしました。

次に3ページ、こちらにつきましては、東京都、特別区あるいは市町村と合同でつくった方針としまして、「緑確保の総合的な方針」というものと「都市計画公園・緑地の整備方針」というものがございますので、こちらをきちんと位置づけるべきという御意見がありましたので、文章及びこちらの図のほうに掲載をさせていただきました。

先ほどの2ページ、3ページともあわせて、ほかのところの文章を少し整理させていただいております。

次に、5ページになります。5ページの（3）公園の目標でございます。こちらの目標なんですけれども、これまでの資料及びパブリック・コメントの資料の中では、この計画の策定を始めた当時の平成27年4月の実績データを使っておりました。平成27年4月ですと、120.5ヘクタールの公園があるということになっていたんですけれども、こちらのデータを、最新の29年4月のデータに直しました。そうすることによって、都立の明治公園、こちらが、オリンピックの関係で今一時的に廃止となっており、2.9ヘクタール減少しておりますので、結果として実績は、当初は1.2ヘクタール増ということでお示ししていたんですけれども、最新データに入れかえましたことによって、1.7ヘクタールの減ということになりましたので、記述を訂正させていただいております。

続きまして、9ページになります。「生物多様性の展開」というところで、まず真ん中の「生物多様性とは」という文章のところに、一番下の2行のところですが、最近では、生物多様性ということだけではなくて、人間とのかかわりを重視した「生物文化多様性」という言葉も使われるようになってきたことから、このことを記載してほしいという御意見がございましたので、追記させていただいております。

また、その下になりますけれども、外来生物につきまして、動物の事例を挙げていたんですけれども、追加で、植物ではアレチウリ、オオカワヂシャということで、植物にとっても外来生物の影響が出始めているということを追記させていただきました。

続きまして、12ページになります。こちらは第二章の表紙になりますけれども、これまで花の写真を多く使っていたんですけれども、そうしたのではなくて、事業であるとか緑化の場所であるとかがわかるものにしたほうがいいという御意見がございましたので、緑化事例の写真に修正させていただいております。

次に、14ページになります。こちら、(3)公園の目標のところでございますが、色がついているところの下、想定人口になります。これまでは、平成29年9月に発表されておりました国勢調査に基づく推計という数字を使っておりました。この推計ですと、当初、平成37年には人口が34万7,000人になるという推計が出ておりましたけれども、この1月に新しい推計が出ました。住民基本台帳による推計になります。これによりますと、平成39年には35万人余りになる。現在が34万人程度ですので、まだまだふえるという推計が出ましたので、この推計値に変えました。それによりまして、区民1人当たりの公園面積というのが若干減りまして、当初は3.44だったのが、3.4という数字になりますので、修正をさせていただきました。

続きまして、19ページになります。こちらは、「身近な公園の確保・充実」ということで、「区内を52の地区に分け」という文章があるんですけれども、この「地区」という言い方が、この前の18ページにありますモデル地区も「地区」という言葉を使って、18ページ、19ページと並んでおり、「地区」という言葉が混同するという御指摘がありましたので、こちらの公園のほうにつきましては、「地区」を「公園区」という言い方にかえました。そして、「公園区」という言い方にかえまして、各文章も修正をさせていただいております。

続きまして、23ページ、A3の「みどりの配置方針図」というものでございます。こちらにつきまして、見づらいという御意見等が大分ございましたので、ちょっと情報量が多かったところについて、整理をさせていただきました。また、地区分けのマーク等もあったんですけれども、そういったものも削除して見やすくしております。

また、それまで「緑陰豊かな街路」というのを主なものだけを載せていたんですけれども、これを全て載せる形をとりました。また、公園ネットの追加、あるいは色の使い方も見直しをしまして、より見やすい形とさせていただきました。

続きまして、24ページになります。表の3-1ですけれども、もともと出典があったもの

をそのまま使っていたんですけども、余り新宿と関係ないものもあるのではないかと  
ことで、ここの中に出ている動物の種類を、新宿の調査の中で確認できたもの  
のみにさせていただいて、注記のほうも「区内で生息している生き物で作成」と  
いうふうにかえさせていただきました。

続いて、25ページになります。25ページでは、「②ネットワークの形成手法」の一番下  
になりますけれども、ネットワークの形成のためには近隣との連携が必要だとい  
う御指摘がございましたので、こちらに、近隣自治体との連携を進めますとい  
う文言をつけ加えました。

また、このページの一番下になりますが、昆虫、ほんの数メートル、数十メー  
トルしか移動しないような昆虫もいることから、草地の保護も必要であろうとい  
う御意見がありましたので、草地のコリドー保護についても言及をさせていただきました。

続きまして、27ページになります。こちら、「②ネットワークの形成手法」の  
ところに、先ほどと同じように、「より広域な自治体等との連携をすすめます」と  
いうことで、連携が必要であるということを明記させていただきました。

次に、28ページの「広域のエコロジカルネットワークの例」になりますけれども、  
この一番左に今「オオタカ」と書いてありますけれども、当初「ハヤブサ」とい  
うことで表記をしていたんですけども、ハヤブサは崖に巣をつくることから、  
樹林のネットワークとは直接的にはかかわらないだろうという御意見があり  
ましたので、樹林に営巣するオオタカに変更いたしました。新宿区の調査では、  
ちょっとオオタカは確認されていないんですけども、ただ、新宿御苑の中  
では確認されておりますので、たまたま区の調査では確認できなかったん  
ですけども、新宿区内ではオオタカがいるということで、オオタカに変更  
させていただきました。

続きまして、33ページになります。こちら、第三章の表紙でございます。第  
二章の表紙と同じように、草花の事例を使っていたんですけども、こちら  
もやはり、区の公道であるとか、町なか緑化の事例ということに変更  
させていただきました。

続きまして、35ページになります。一番下のほうの3)、まず「目標の可  
視化」のところ、わかりづらい、あるいは、もともと緑被、緑、公園とい  
う名称だったのが、わかりづらいという御意見がございましたので、  
こちらを、緑が計画の目標に基づくもの、ピンクがチェックポイントに  
基づくものということで明記しまして、各項目も少し説明を加えて、  
緑被率、みどり率、公園面積という形で説明を詳しくいたしました。

また、その下の4)、「生態系サービスとの関わりを表示」ということで、  
その次のペー

ジをごらんください。36ページですね。36ページと、あと、申しわけございません、9ページもあわせてごらんいただければと思うんですけども、9ページの一番下に、「生態系サービスの例」ということで、供給サービス、調整サービス、生息・成育地サービス、文化的サービスという4つのサービスについて記載をしてあります。これが、個々の施策にどれが当たるのかというのを、かかわりを示したほうが良いという御意見がございましたので、各行動方針、この1-1、あるいは1-2と書いてあるタイトルですね、この端のほうに、この4つのサービスのうちのどれがかかわるのかということに記載させていただいております。これは、各ページ全てに記載をさせていただいております。

続きまして、50ページの「地域別方針」になります。この地域別方針につきましても、まず、この50ページ、51ページの図が、もともとやはり非常にわかりづらいという御意見がございましたので、情報量を少し減らす、あるいは整理する、色を変えるということを行いまして、なるべく見やすい形に変えさせていただきました。

また、51ページのエコロジカルネットワークのところ、各地域で生物の例が載せられないかという御意見がございましたので、生物例として、代表的な生き物、あるいは場所、あるいは内藤とうがらしといった生物に対して、サービスにかかわるものというものを参考で記載をさせていただいております。

次に、57ページでございます。57ページ、戸塚地域の方針の「みどりの骨格の形成」ですけども、当初、この地域には早稲田大学周辺の七つの都市の森というのがあったので、その七つの都市の森を核としてみどりを展開していくという表現をとっていたんですけども、この地区にとって、早稲田大学は端になってしまいますので、全体にはかかってこないだろうという御意見がございましたので、表現を変えまして、真ん中を明治通りが通っております。また、この地区は周辺に、戸山地区あるいは落合の地区と、周りを7つの都市の森に囲まれていて、また、北側に神田川が流れているという特徴的なことがありますので、こうした都市の森や神田川と連携したみどりづくりを進めていくという表現に変えさせていただきました。

続きまして、資料6の概要版のほうをごらんください。概要版のほうも、本編とあわせて修正をしておりますけれども、こちらのほうの修正といたしましては、1ページ目の一番下の写真、一番右下の写真になりますけれども、当初アカミミガメの写真を使っていたんですけども、外来生物ということもあり、必ずしもイメージもよくないということで、アユの写真に入れかえをさせていただきました。

以上、細かい文言の修正であるとかレイアウトの変更等については説明を省かせていただきましたけれども、以上がみどりの基本計画につきましての主な修正点ということになります。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

**みどり公園課長** 1点、補足させていただきます。

ただいま、パブコメの意見の反映等につきまして概要を説明させていただきました。今後は全ての意見への対応を、新宿区の庁内の調整を経て、2月下旬を目途に内容を固めてまいります。

本日審議会でいただきました意見につきましては、改めて審議会意見ということで、出来るものにつきましては反映させたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、御意見を伺いたいと思いますが、御質問も、もしおありであればあわせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、斎藤委員。

**斎藤委員** 御説明、ありがとうございます。

細かいことじゃないんですけども、第二章の基本計画とか、第三章の施策の展開の写真も、花が前は多かったですけれども、これを具体的な活動とかそういうふうに変えていただいたのはすごくいいなというふうに思いました。というのは、やっぱり、私が子どものころかわからないけれども、何十年か前って、花いっぱいとかそういう運動で、それ以外のことは特にそういう動きはなかった。必要がなかったからなかったと思うんですけども、今はやっぱり花がきれいにというのがある意味普通になって、こういう活動に人が参加するということがすごく重要で、そのことがこういう、わかりやすく出ていてすごくいいものになっていて、中身じゃなくて申しわけないんですけども、そういう傾向なのかなという。

それと、地図を工夫されて非常にわかりやすくなったのも、前からちょっとわかりづらいなとは思っていたんですけども、すごくよくなったと思います。

それで、資料6の改定の概要版の表紙なんですけれども、これも、各地点の、こういう、新宿30選というのがあるんですけども、やっぱりこれも、何選というのはどこでもやっているものですから、さっきのと組み合わせてもう少し工夫されると一目で、新宿が参加型で何かいろんなことをやっているということがもっとわかりやすくなるのかなとちょっと思ったものですから、お話しさせていただきました。

**みどり公園課長** 今は暫定で写真等を載せておきまして、印刷に出す段階で、表紙は毎回かな

り凝っております。一目で新宿区の全貌がわかるようなものに、さらに今回も工夫したいと思っております。

**斎藤委員** はい。失礼しました。よろしく申し上げます。

**熊谷会長** どうぞ、御意見。吉川委員、申し上げます。

**吉川委員** ありがとうございます。勉強させていただきました。

今回特に、今までさほど言われていなかったんですが、これは世界的な方針あるいは国の方針かもしれませんけれども、生物多様性の視点について書かれておりますので、そういった点が大変よかったと思います。

また、都市型の多様性ということもあるんじゃないかと思いますね。在来、あるいは外来、随分変化しているんじゃないですか。僕たちが見た目では、外来種が多くはびこって、在来のものが減ってきているような傾向もございますので、そういった点において、生物多様性の展開をよろしく、具体的にお願ひできたらと思うわけでございます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

大分、前回に比べると中身が整理されてきていますし、そこへパブコメの御意見とか、あるいは委員の方の御意見を上手に取り込んでくださっていますので、とは思いますが、前回も申し上げたんですけれども、余り総花的にしちゃうと焦点がぼけちゃって、新宿区でなきゃできない基本計画というのは何かというのが、やっぱりどこかに疑問として残るんじゃないかと思いますので、言い方は失礼かもしれませんが、足立区に持っていてもこれは同じことが言えるんじゃないかとか、あるいは豊島区へ持っていても同じじゃないかとか、その辺を意識して、今、斎藤委員とか吉川委員が言われたように、新宿区は、人の活動に非常に重点を当てているとか、それから、生物多様性、これは相対的に多様性が低い地域なので、その辺については非常に重点を置いているとか、何かそういうような、この基本計画が、次の区の施策とか、もう少し言えば戦略につながるような、そういうまとめ方をぜひしていただきたいと思いますので、そのためには、他部局とのこれからの審議、調整が非常に重要だと思うので、どうですかね、一番関係のあるのは、部局としては。都市計画ですかね。

**みどり公園課長** 都市計画ですね。

**熊谷会長** 都市計画あたりと……

みどり公園課長 都市計画、環境ですね。

熊谷会長 環境だよ。都市計画あたりとは、区の公園というのは今まで以上に、区民の活動とか、あるいは今はやりのPFIですか、民間の活力導入とか、何かそんなところでやっているんだとか、それから、環境をやるんだしたら、圧倒的に、みどりのこの基本計画が生物多様性の主導をするとか、そういうのが伝わるようにしていただければ、今までの委員の方の御意見が生かされるんじゃないか。ちょっと、私の変な感想みたいなことで申しわけないんですけども。

副会長、いかがですか。

奥水副会長 今のことが一番大事だと思いますね、会長の御指摘が。新宿らしいものに仕上げていくということなんでしょうけれども、中身はだんだん充実してきましたけれども、これで何をやろうとしているのか、というところがまだちょっと力強くアピールできていないかなという気がします。大変いろんなことが総花的にと会長が言われましたけれども、中身が充実してきてはいるのですが、じゃ、この基本計画で何をやろうとしているのか。新宿区全体を見れば、豊かになって、非常に充実していく、それはそのとおりで、それを目指しているのでそのとおりなんですけれども、だから、最後どうなるのというあたりは、まだ描き切れていないのかなという感じがします。

ただ、新宿区のような都心区で、生物多様性について取り上げて、新宿区なんかで自然とか生物多様性なんてあり得ないんじゃないかと、普通思ってしまうよね。それをきちっと取り上げて、正面から取り上げて向き合っているというのは、私はこれは一つの特徴にはなっていると思いますね。

だから、具体的にその生物多様性を充実させるために一体何をしようとしているのか、ただカメをやめたというだけの話じゃないわけですよ。どうやって新宿らしいみどりの多様性、それも、ああ、生物多様性について、概念を少し変えましたよね。人間と生物とのかかわりにおいて多様性を考えるという、それは、まさに新宿らしい言い方、概念規定だろうと思うので大変よかったと思うんですけども、その勢いで申し上げますと、例えば今の話では9ページに、黄色い色で囲ったところに、「生物多様性とは」ということで、新宿区として生物多様性をこう考えるということが書かれているんですけども、これでもって新宿区はこういくんだよということが、どこかでオーソライズする手続があるんでしょうか。それとも、この基本計画の中でこう書いておけばいいという程度の話なんですか。

それから、もう一つ申し上げたかったのは、この黄色で囲った概念は誰が書いたんですか。

これは出典らしきものはやっぱりちょっと書いておいたほうがいいのかないかなという気がするんですよね。どこで言われている話なのか、あるいは、これは独自に今ここで考えた、新宿区が考えた、その黄色の枠のところね、なのか、あるいは、どこかからの引用が一部入っているのかというあたり、少しきちっとしておいたほうが、力強いこの概念規定の根拠というんでしょうかね、それが示されてくるので、区民全体もね、区民の方も、ああ、こういうふうなことなんだというので納得される。これ、誰かが勝手に書いた文章かなと思っちゃうと、ちょっとまずいんですよね。

それと、その延長で言いますと、いろんな数字の計算をされていますけれども、人口とか、公園区域の面積は明治公園を省いたとかとおっしゃられていましたけれども、それもちゃんとどこかで書いておいていただく。どの数字を使ったかと。それを資料編でもしやられるならば、今回のこの素案には資料編はついていませんけれども、どこかでちゃんとその根拠となる数字も示していかないと、いつの間にかこういう数字が決まっちゃったのかという話では決してないわけですから、きちんと考えて計算をして出した数字ですから、今後また、5年、10年後に、この数字がもとになって、次のみどりの基本計画の第何版なりバージョンアップができるわけですから、この根拠をちゃんと示しておかないと、いつの間にかこうなっちゃったという話ではないので、その辺大事だなと思いますから。

最後に1つだけ、私がすばらしいと思ったのは、パブリック・コメント、パブコメで25名の方から224件って、1人10件ぐらいいただいているんですね。すごいですね、これ。区民の方ですか、それとも、プロの意見が入っているような気がするんですけども。

**事務局担当（三橋）** これは、お詳しい方が何人かいらっしゃるようで、お一人で5ページとか10ページとかという形で御意見等をいただきました。

**興水副会長** 熱心にこれ読み込んでいただいて、書いていただいて、大変すばらしいなど。

**事務局担当（三橋）** しっかり読んでいただいて、ほかの計画も読んで、こちらはどうかという御意見をいただいておりますので。

**興水副会長** すばらしいですよ。真剣に考えていただいて、意見が出ている。

じゃ、対応についても、本編に入れましたよ、修正しましたよ、それから、資料編に入れて、区民の意見としてきちっと記録しておきますよというふうに仕分けておられますので、資料編についてもちゃんとつくっていただきたいと思います。

これ、ちょっと忘れちゃったんですけども、この全体の取り扱いは何月にまとめるんですしたっけ。3月にまとめるんですしたっけ。

みどり公園課長 全体の調整を最終的にするのが2月の末……

奥水副会長 2月の末ですか。忙しいですね、それじゃあ。

みどり公園課長 いろいろ貴重な意見をいただきましたので、できる限り……

奥水副会長 そうすると、この審議会ではもう、ないんだね。

みどり公園課長 今日が一応、審議としては最後になります。ただ、今週いっぱいぐらいは、もし御意見があるようでしたらいただきまして、ぎりぎりまで対応いたします。

奥水副会長 今週いっぱい。もっと忙しいですね、そうすると。

みどり公園課長 ただ、会長の御意見のように、すごく大きな話ですとなかなか計画に盛り込むのが難しいということで、頭を悩ませているところなんです。

熊谷会長 私が言いたいのは、これだけ材料があるんだから、説明の仕方、あるいはこの、これは本当の正直な、この基本計画の概要版ですよ。そうじゃなくて、他部局との調整を図るそのあんちょこ？というか、それをきちっとつくって、何か公園……、私が一番心配しているのは、環境とか都市計画で、手が回り切らないところは全部、おい、こっちでやれというふうな、そういう調整になるのを非常に恐れるわけですね。

だから、公園では、ここについては本気になってやりますけれども、とても、現在の予算とか体制ではできないので、その分はぜひ都市計画のほうでやってください、これは事務局の意見じゃなくて審議会がそういうふうに言っていますと、そういう言い方で攻めてもらわないと、多分、全部、公園でやれ、これはという、景観のこととか、それからみどりのこと、生物多様性は大事だけどこれはおまえのところやれと、こうなっちゃうのが非常に考え得るんですよ。

公園というのは全て何でもやらなきゃならないというふうなスタンスでいくと、多分押し切られてしまうので、そうじゃなくて、それは、これ全体の問題は都市計画のほうでしょう。だから、非常に、道路の緑化とか何か、ここの中に書いてある、そんなことはみどりではちょっと手が回りかねるので、ここについてはぜひ都市のほうでやってほしいとか、道路でやってほしいとか、それから先ほどの保護樹木とか、民間のみどりを守るうんぬん言っていたけれども、それについての、やはり住民に対する意識の向上とか何かは都市計画サイドでやってくださいとか、そういうふうに言って、そのかわり、これだけはやりますと。

だから、一つは、先ほど一生懸命皆さんが心配されていたけれども、徹底的な新宿区のみどりの調査というのは、今後5年間であるいは10年間で、こういう計画でやりますと、それについてはその調査費を計上するようにお願いしますと。するようにしますとしちゃうと

まずいのかな。

**みどり公園課長** いろいろトライしておりますので。保護樹木制度についても劇的に変わったわけではなく、徐々に徐々にどんどん支援メニューを増やしたり、そういったことをして来ておりますので。

**熊谷会長** いや、劇的に変えるって言わなきゃだめ。これを機会に。

**みどり公園課長** その分、努力させていただきます。

**熊谷会長** それで、向こうが、それは無理だから、徐々にと言われるんだっいたらいいんだけど、自分から徐々にと言うんじゃちょっとね。

**みどり公園課長** わかりました。

**熊谷会長** ぜひ。もう随分長いこと新宿区も頑張っているの、特にみどりは頑張っているの、これだけの人口<sup>ちゅうみつ</sup>稠密で、それから、この前も申し上げたけれども、昼間人口ってめちゃくちゃ多いでしょう。だから、そういうところでそれなりの施策を、あるいは基本計画の特徴を打ち出せば、多分マスコミが味方になってくれる。

あそこの、今あれですか、東京都はあれをやっているのかな、日比谷公園の改修というか、新しいあれをやろうとしているのかな。そうすると、大したことをやろうとしていないんだろうけれども、そのことはちょっとあれですけども、ちゃんと小池知事が行って、この舗装がよくないかいいとかと、そんなことでもぼっちりマスコミが取り上げて。だから、新宿区の場合は、あそこがいいんじゃないですか、新宿中央公園のところ。新宿中央公園は、本当に先駆的なことをやっているの、あそこでこの基本計画のこの部分はとりあえずやります、それが、実は、書いてあるのはこここのところですよ。そんなふうな、ぜひ、調整用の、他部局との調整用の概要版を。できたら知事に直接説明する概要版、A4、1枚というふうにやっていただくと。

それができれば、あとは、中身の詰めはそんなに心配しなくても。何かあったら、全部会長が悪いんだって、私の責任にすればいいんだから。

**輿水副会長** 今の会長の発言の前半はともかく、最後におっしゃられたんですけども、調整の部分ね。庁内でというか、他部局との調整をするというのは、全くこれ書かれていないんですけども、やっぱり本気でやるんだよという姿勢を示すためにも、それもどこかで書きたいんですが、29ページ、30ページの施策の方針、行動方針なんですよね、これ。まさに行動方針。行動方針というのは、区民の、それから区の、それからいろんなところの団体のいろんな行動方針があると思うんですけども、29ページのところで少し隙間があるので、さ

つき会長の話では、もう書く余地、書く場所がありませんとおっしゃったけれども、そうじゃなくて、この白い部分を使って、いっぱいあるので、ここで、リーディングプロジェクトにしろ、いろんな施策が出てきたんだけど、どの部分をどういうふうにほかのプロジェクトと調整するかとか、他部局とどういうふうに協力し合ってやるかということは、やっぱりここに少し書いておいたらどうでしょうか。この位置でいいんじゃないですか、会長。

もちろん、他の部局との話になりますから、それは余りはっきりと書けない部分もあるかもしれないけれども、でも、基本計画の中にやっぱり、そういう、みどりだけでやる話じゃなくて、例えば教育、健康ね、少し、いろんなどころとも関連があるから、こういう多様な施策が出てくるんだということは、やっぱりここに書いておいたほうがいいと思うんですね。それで、具体的なA4の紙は別途つくっておいて、それをちゃんと、区長に持っていくとか、ほかの部局に持っていくとか、それは区の中でこれから、この計画の実際の進行管理というか進め方について、それはまた別途考えていただければいいので、僕は、やっぱりこの29ページに少し、各施策がどういうところと関係するかというのをちょっと書いておいてもいいんじゃないかという気がするんですね。

それでね、すみません、あと一つ。

**熊谷会長** どうぞ、どうぞ。

**輿水副会長** 1つ前のページで、ちょっとこれはと思って。これは、ここだけで急にやられちゃうとどうかなと思ったのは、20ページ、「公園区」というやつね。これはちょっと拙速じゃなかったかなという気がするんです。

というのは、公園区というのは、もっと広いディストリクトでいうと、パーク・ディストリクトというのがあって、アメリカなんかではそこでサービス料を徴収して、税金、公園税みたいなものなんですけれども、それを徴収して、区民センターとか何とかの運営資金に充てるという考え方がもうあるんですよ。それで成功しているところがいっぱいあるんですね。区民はただで全部利用できる、そのかわりディストリクトの税金を払っているとか、そういう概念があるので、その公園区というのはもう日本でも大分前に紹介されているので、それとちょっと混同しちゃうんで。これを知っている人が読むと、えっと思っちゃうので。

**みどり公園課長** わかりました。

**輿水副会長** これね、上に書いてある「公園利用域」でいいんじゃないの。だめですか。

**みどり公園課長** ちょっと、前のページに「地区」があって、こちらも「地区」を使っちゃうと……

**輿水副会長** だから、これはね、「公園の利用域」としたほうがいいでしょう。「公園区」は、ちょっとまずい。

**みどり公園課長** わかりました。それでは、公園区は見直して、この部分はみどり公園課の自主修正の部分ですので、今からでも変えられますので、混同のないものにいたします。

**輿水副会長** ちょっと検討してください。また新たな混乱を生み出す心配があるので。

**みどり公園課長** わかりました。「利用域」なら問題ないですね。

**輿水副会長** 「利用域」は問題ないです。「利用域」のほうがいいと思います。ちょっと検討してみてください。

**みどり公園課長** わかりました。この辺は修正を検討いたします。

**輿水副会長** よろしくをお願いします。

**輿水副会長** どうぞ、渡辺さん。

**渡辺委員** ちょっと、本当に専門的なことはわからないんですけども、23ページのこの表を見せていただいて、本当に短時間に、このパブリック・コメント、これを全部入れてくださってこの地図ができたということ、これはすごくわかりやすくてすばらしいですね。これだけ私たちの区にもみどりがあるのかなと。それはもう、役所の方と民間の皆様の何十年にわたる、保護樹木とか、その努力のたまものかと思っております。

私たちも、ささやかですけれども、地区協議会のみどりの分科会で公園の整備とか、させていただいております。吉川さんと御一緒です。明日、新宿区には2つの、内藤とうがらしと早稲田みょうが、これがあるんですね。みょうがのお話をしてくださるんです。もしよろしかったら、ぜひいらしてください。箆笥のほうですけれども。

やっぱりそれも新宿区の特色かなと、ちょっと小さいことですが、思ったりしたんです。内藤とうがらし。

**輿水副会長** 内藤とうがらしは、さっき出てきて。

**渡辺委員** すごくきれいですよね、よく見ると。それから、早稲田みょうが。それを育てていらっしゃる方のお話があるんですね。ですから、それもちょうと、細かいことなんですけれども、私たち、地域の者たちと少しずつふやそうとしておりますので、今後ともよろしくお願いします。

でも、今先生のお話を聞いて、もうちょっと大局的に物を考えなきゃいけないかなと思って。勉強になっております。

**熊谷会長** いいですか、私から言って。公園とかみどりで、一番力になり得るのは、私は、小

学生、中学生、いわゆる教育委員会との調整だと前から思っているんですよ。だから、一時は各小学校にビオトープをつくれという、何だったかありましたし、それから、その後は校庭緑化とって、それも芝生を全部とか、それから最近は公園の中に保育園をつくろうという動きがありますよね。幼稚園とか、あるいは場合によっては高齢化の社会に対応するような施設とか。そういう動きですから、教育委員会のほうとも調整していただいて、できれば子どもたちの力、あるいは教育委員会のほうの、子どもを実際に育てていく、将来の人材を育成するためには空間が必要で、それができるのは公園しかないとか、あるいは住宅環境のみどり、そんなことがぜひ必要だからということで、それで教育委員会に何ができるのか、何を考えているのか、あるいはこの中で、もし教育委員会ができそうなことについてはそっちへ投げかけるとか、そういうようなことが必要かなと。

それで、これはちょっと話が長くなって申しわけないんですけども、そういう環境の問題とか生活の問題を、アンケートをとったりするのは、小学生とか何かの、学校で配るといいんですよ。そうすると、小学生に配ると、小学生は、先生から言われたというので必ず家に持って帰って親にそれを見せる。親とかおじいちゃんは、子どものためだといって思い切り、いろいろな意見を出して書いてくれるんですよ。だからそれが、集めると回収率もよくなるし、ひいては地域の本当の意見として集約できますので、そんなこともね、みどりに関する、例えば保護樹木だっていいですよ、知っているかとか。そういう調査を、地域の教育委員会を通じて小・中学校にしてもらおうとか。

それをこういうデータにさせていただくと、多分アンケート調査の中ではその方式が一番信頼性が高い。直接家庭に調査に行くと、適当にばらばらと、中には広告と間違えて破っちゃうようなそういうことも多いので。でも、必ず小学生は、孫が持ってきたのは、おじいちゃんも絶対破りませんからね。だから、子どもたちをこういうみどりとか環境に、巻き込むと言ったら語弊がありますがけれども、協力してもらおうと、一番、区民とか地域の人とつながるヒントじゃないかと思いますので、その辺もぜひ、調整のときも。

やらないんですか、教育委員会とかは。

**みどり公園課長** やります。やる気はあると思いますので。

**熊谷会長** 大きい声で言ってください。ぜひやってください、それ。

**みどり公園課長** そうですね。はい。具体的なお話、ありがとうございます。ぜひ……

**熊谷会長** 審議会が言っていたということで。

**みどり公園課長** わかりました。

**斎藤委員** さっきの保護樹木の指定の解除のところ、ケヤキが指定、また戻って、エノキが外れたんですけれども、あのケヤキって本当に自然樹形の立派なケヤキで、解除されたエノキはやっぱり、周りから言われて一生懸命<sup>せんてい</sup>剪定しながら、見た目はちょっとかわいそうな形のものになっていくわけですけれども、やっぱりこれから、指定したものがどんどん自然樹形になるような環境とか、それから、今保護樹木というのは、一律同じ手当の仕方だと思うんですけれども、やっぱり自然樹形の立派なものは、当然いっぱい葉を落として、周りから文句が来て、それを剪定<sup>せんてい</sup>、剪定<sup>せんてい</sup>とやっていると、結局、このエノキと同じようなことになるかもしれないわけですよ。

だから、むしろ周りの住民の人と一緒にそういうものを片づけるとかという、やっぱり10年とか20年ぐらい先の周りの意識をうまく醸成するような、これはちょっと、今回のことに入れるとかそういうことじゃないんですけれども、保護樹木はやっぱり新宿区のすごく重要な施策だと思うので、その辺は少し気になって、見せていただいて、太ければいいというだけじゃなくて、やっぱり自然で立派という。でも、そういう自然で立派というのは、お寺とか学校とか、あとは周りに私道があるような、そういうところになりがちだとは思いますが、やっぱり子どもも含めて意識としてね、大きい木は邪魔なんだというふうに思わないで育ててほしいなと。それでうまくケアできるといいのかと思いました。

**熊谷会長** どうぞ、吉川委員。

**吉川委員** 大変参考になる斎藤委員からのご意見を聞かせていただきましたけれども、本当にそのとおりで。ただ、落ち葉は落ち葉として、ごみじゃないんです。使えることができますよね。

私たちは、前にもお話をしましたが、落ち葉は捨てるんじゃなく、清掃して集めて、それで土に変える。有志たちでやっておりますので、それに地域の方や子どもたちが参加していただくという形で、そういう方法もあるということをお話して、お耳に入れさせていただきたいなと思っているわけですので。ただごみとして考えず、落ち葉は落ち葉なりに、また土に還元する、腐葉土に還元する。それが愛好家の方に、有料ではなく無料でお分けしているというようなこともやっております、民間で。

それで、もしほかのことでもよろしかったら、後で時間を割いてお話し、提案させていただいてもよろしいでございますか。

**熊谷会長** そうですね。でも、もう一つ議題が残っているので。

この件について、何か御意見があれば。

先ほど申し上げたように、2月中、今週中ですか、できれば2月中であれば、事務局のほうでも、御意見に対して……

**みどり公園課長** 今週中です。2月中には、まとめたいと思っています。

**熊谷会長** まとめる途中だっていいじゃない。いや、それは冗談ですけれども。ぜひ、御意見を事務局のほうにお願いしたいと思いますので、きょうの段階はよろしいでしょうか、このあたりで。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

### ◎みどりのモデル地区について

**熊谷会長** それでは、次の、もう一つの審議事項がございますので、それについてお諮りをしたいと思います。みどりのモデル地区について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** みどりのモデル地区につきましては、平成22年に2地区を指定しまして現在に至っているところです。この指定の継続等について、これから御審議させていただきたいと考えております。

担当から説明させていただきます。

**事務局担当（佐藤）** では、資料7をごらんください。みどりのモデル地区になります。こちら審議会での審議事項となっておりますので、今回お諮りさせていただきます。

みどりの条例第24条で、みどりのモデル地区というものを位置づけしております。

今回、みどりの基本計画改定を行いますけれども、その中でも、新たなみどりのモデル地区の、緑視のモデル地区というのを盛り込むというようなこともありますので、今後、指定の区域ですね、あとはその中身、緑化に関して、どういった施策を行っていくかということについての見直しを行いたいと考えております。ついては、そういった内容の検討を行うために、現行のモデル地区の指定と、現在行っている緑化施策を継続したいということでお諮りします。

現在指定しているモデル地区は、2区域ございます。みどりの推進モデル地区、こちらが笹筒地域で行っております。屋上緑化等推進モデル地区、こちらが新宿駅周辺の商業地域となっております。指定している区域については、添付してある資料のほうを御確認いただければと思います。

現在の指定期間は、来る30年3月31日までとなっております、これまで8年間、モデル

地区、行ってきております。継続して指定する期間としては、30年4月1日から31年3月31日までの1年間、継続を行いたいと思っております。

これまで、みどりの推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区では、添付の資料のほうに中身が書いてございますけれども、みどりの推進モデル地区では、緑化計画書制度といたしまして、敷地面積が250平方メートルを超えるものについて緑化をしてくださいということで、届けをしていただいております。そういった中で、道路に面しているところ、接道部に緑化をしていただくというのを長さの何割を緑化してくださいという規定を設けてやっておりますが、そういったところに、低木ではなくて高木や生け垣、いわゆるサツキみたいな小さい木の植え込みではなく、生け垣や高木を植えていただくときには割増算定をしますよというようなことで、そういった少し質の高い緑化をしていただくように誘導するということを行ってまいりました。

みどりの助成制度では、こちらで行っております接道部緑化などの助成金、1メートル幾らという形で、新しく生け垣なんかをつくる時に助成金を出すという制度がございますけれども、そういったものの助成単価の割増ですとか、上限額を少しふやすという形での支援を行ってまいりました。

もう一つ、みどりの協定という制度があるんですけれども、こちら、道路に面しているところにお花を植えていただく、1年を通してきれいにしていただくうちの一部を区が材料の支給で支援しますという制度なんですけれども、こちらを普通るときよりも少し手厚く支援するという形でやっております。通常、1年に1回しか材料を支給しないところを、年に2回までいいですよという形で支援してまいりました。

屋上の緑化等の推進モデル地区、こちらでは屋上緑化、壁面緑化を推進する。もともと地面に植えるのが難しいというところがございますので、屋上緑化、壁面緑化を推進するというので、緑化計画書では、やはり緑化の延長とか面積の割増、こちらを、屋上緑化、壁面緑化をする場合に少し割増算定をしますよという形の制度、あとは、助成金としても、やはり助成単価の割増というような形でやってまいりました。

成果としては、箕苜地域のみどりの推進モデル地区では、吉川委員ですとか渡辺委員とかがこれまでの審議会でもおっしゃっていましたが、地域で、地域ぐるみでの緑化活動が熱心に行われているような状況もございます。

みどりの協定という制度ではこのエリアが一番、参加している人数が、制度を始める前までは非常に参加している方の人数が少なかったんですけれども、こちらのモデル地区を始め

てからは、そういったことに参加する方が非常にふえました。最初15人ぐらいだったのが、最近では200人を超えている状況になってございます。ここは劇的にふえております。

こういった制度を御利用いただきまして、一部には成果がございましたけれども、残念ながら緑被率、そういったものが向上するということはなかなか難しく、そこに関しては成果が出ていないという状況にございます。

また、助成金の利用が最近なかなかない状態です。モデル地区では割増をしているんですが、なかなか御利用いただけていないというようなところもございます。うまくいったところ、あとは課題としてなかなかうまくいっていないところについて検証しまして、モデル地区の見直しの中で次につなげていきたいということで、1年間、その時間をいただくために延長させていただきたいと考えてございます。

この件に関して、審議をお願いいたします。

**興水副会長** これ、こんな中途半端なやり方じゃだめですね。これだめですよ、これ、だめ。今、みどりの基本計画を見直している最中でしょう。その中に一言も入っていないから、モデル地区というのが。だから、この計画の中で、みどりの基本計画の中にちゃんと位置づけて、それで今後どうしていくかというふうなここに出さなきゃだめですよ、これ。そうしないと、今までやったけれども、もう時代おくれで、筆筒はいいけれどもほかのところはだめ、時代おくれで、もう全然活躍していないという話でしょう。

だから、このモデル地区というのは2つあるんだけど、これどうするのかというのをもう一回根本的に考え直して検討し直して、それでこの基本計画の施策の体系の中にちゃんと書かなきゃだめでしょう。

だから、この条例の中にあるモデル地区はね、もう考え方がちょっと時代に合わなくなっているということなんですよ。だから、基本計画の中に、条例を直すのは大変ですから、基本計画の中にちょっと書き加えて。今のだったら、新宿駅周辺と筆筒地域と、2つだけの地域計画と同じじゃないですか。だめですよ、これ。

**みどり公園課長** 今回、18ページに、改定方針の中に改めてモデル地区を、今回独自のモデル地区も含めて……

**興水副会長** 何ページですか。

**みどり公園課長** 18ページです。こちらで、この3のところ、みどりのモデル地区を改めて、しっかり指定して書いております。方針にしっかり位置づけをして……

**興水副会長** あ、ごめんなさい、見なかった。

**みどり公園課長** ですので、ここで改めて新たな視点でやっていきたいと考えていますので、いろいろ効果検証もしながら、新しい制度の方針をつくっていききたいと思っております。

**輿水副会長** その話と今の提案と、それ連動させてちゃんと御提案いただかないと、別にやっている話みたいだから、これ何やっているのという話になるんじゃない。

**みどり公園課長** すみません、説明が悪くて申しわけありませんでした。

**輿水副会長** もう一回、ちょっと提案し直してよ。1年間だけ延長するというの、これ。

**みどり公園課長** これまでも、モデル地区は位置づけておりまして、みどりの保全モデル地区、推進モデル地区、屋上緑化等推進モデル地区ということで、3つで前の基本計画で位置づけておりました。この中で、保全モデル地区だけがなかなかハードルが高くて実現に至らなかったのですが、推進モデル地区と屋上緑化等推進モデル地区につきましては、当初から位置づけてまして、8年間の実績がございます。

今回改めてみどりの基本計画を改定するに際しまして、この3つのモデル地区に加えて、緑視のモデル地区、こういったものも加えて、改めてこのモデル地区制度を見直して、そして、より緑被率が上がるような有効なものにしていきたいと考えておりますので、とりあえず現状のものはそのまま1年間延伸して、その期間の間にしっかり考えて、新しいモデル地区として運用していきたいと考えております。

**輿水副会長** やっとわかりました。1年間延長しないと切れちゃうということ。

**みどり公園課長** そうです。これが3月末で切れますので。

**輿水副会長** 切れちゃうからということね。

**みどり公園課長** はい。そういうことで、よろしく願いいたします。

**輿水副会長** すみません、ちゃんと聞いていなくてごめんなさい。

だから、みどりの基本計画では、18ページにあるように4つのモデル地区の考え方を出しているわけだから、残り2つについても、まだやっていない2つについてもちゃんと地区を選んで、全体としてこのモデル地区の施策をきちんと推進していきますよという、そういう話ですよ。

**みどり公園課長** そうです。すみません。

**輿水副会長** そういうふうな。そのために、とりあえず今現状のやつは、だったら1年間延長して、その間検討して、4つをちゃんとやりますと、そういう話ですね。

**みどり公園課長** おっしゃるとおりです。

**輿水副会長** だったら、それで。すみません、ちょっと早とちりして、よく理解できていなく

て、変なことを……

**みどり公園課長** 前段がなかったなので、すみませんでした。

**事務局担当（佐藤）** すみません。こちらの説明が不足しており申しわけございません。

**輿水副会長** わかりました。だったら、結構です、それで。

**熊谷会長** ありがとうございます。

これ、やっぱり今みたいな誤解を招くこともあるので、ここでモデル地区をね。それから、さっきは、公園とか変なふうに変えたけれども、あそこのがこんがらかるとまた大変なので、これをちゃんとしっかりさせながら、公園利用区……

**みどり公園課長** 利用域ですか。

**熊谷会長** 利用域なり、その辺をもう一度ちょっと検討してください。

**輿水副会長** そうですね。それがいいと思いますね。

**みどり公園課長** わかりました。

**吉川委員** 会長、その点で、よろしいでございますか。

**熊谷会長** どうぞ、吉川委員。

**吉川委員** ありがとうございます。モデル地区ということで、ただいま渡辺委員も申し上げましたとおり、箆笥地区では30年度の計画を今練っているところで、個人の方のお庭のみどりについても30年度の計画を練っているところでございます。ですので、モデル地区として継続するというならば、継続するとしないとではいろいろな面で違ってまいりますので、その地区に対しての連絡は行っているんでしょうかということ。もう今計画している最中なので、後から連絡されてもあれですから。今計画しているところで、今知りたいわけですから。

**熊谷会長** なるほど。そうですね。

**吉川委員** その場合に、私も、事務局、いや、何も聞いていないとか言っていたので、今が一番大切なのでよろしく、継続なら継続で、1年間とはっきりとおっしゃっていただければ、助成金についてもいろいろと試算してやることになると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。これは、この審議会で……

**渡辺委員** これは、どなたに言っているんですか。吉川さん。

**吉川委員** いやいや、これは審議会で言いますよ。

**熊谷会長** これから、この審議会で皆様の御了解が得られれば、御賛成が得られれば、1年延長が決まります。

吉川委員 それ、もう早目に。もう、30年度、今ちょうど……計画が終わってから言われても困っちゃいますので。

熊谷会長 あと2秒だけ、お待ちください。

それでは、モデル地区について、1年間の延伸といたしますか、もう一回、モデル地区の延長をして、お願いしたいという提案でございますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。もう、決まりましたので。

吉川委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

一応、予定している時間を数分過ぎてしまったんですけれども……

吉川委員 その他、ちょっとよろしいでございますか。

熊谷会長 何かあれば。

吉川委員 じゃあ、簡単に報告させていただきます。前の、前回の話と関係がございますので、簡単に報告させていただきます。

前回の審議会で、この席で、外濠そとぼりですね、牛込、新見附、市谷の3つのお濠ほり、3カ所の水質の汚れと悪臭についてお話いたしました。そのことにつきまして最近、東京都より、新宿区のみどり土木部を通しまして、外堀通りの交通に係る町会に、工事期間の間は交通規制をして、外濠そとぼりのしゅんせつ事業を始めたいので御協力をお願いしますという要請がございました。

これは、この前、この審議会でお話したときは、大変水が汚れているというお話を皆さん、それと、一つには悪臭がするということでもございまして、ぜひこれは、新宿のマスタープランからいっても、水辺と親しむとか、みどりと水の輪をつなぐとか、いろいろございしますが、そういったことから、外濠の汚れ、悪臭、荒れていることは、反するんじゃないかということで、その改善についてお話ししたわけでもございますが、ただいま申しましたように、最近都から、区のみどり土木部を通じまして、しゅんせつ作業をしたい、事業をしたい、ヘドロを撤去してきれいにしたい、それは、オリンピックがあるので、オリンピックの前にやりたいという要請が来て、関連する町会に対して、交通規制するので、協力要請がございました。

ということで、私たちがお話ししたことが、それが現実の形として、だから、決して水掛け論ではなかったということでございまして、東京都の協力体制、また、新宿区が東京都に

みどり土木部が協力する体制、また、地元の人たちのその工事に対する協力について、三つ巴の事業になると思いますので、その点、私ども詳しくはわかりませんので、交通規制について要請があったわけでございますから、その内容について御存じであればお知らせいただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

では、係長からお願いします。

事務局担当（佐藤） 御説明させていただきます。

1枚、紙をお配りさせていただきました。こちらは、担当となります東京都の第一建設事務所のほうで作成して配布している資料でございます。図をごらんいただきますと、図の地図の上のほうがいわゆる神楽坂側になります。北側になります。

聞いたところによりますと、図の一番下の市谷濠のところから資材を搬入して、フローティングで圧送するための管をずーっと通して、最後は飯田橋のラムラの、あその下に川みたいになっているところ、あの下が暗渠あんきよで神田川までつながっております。そちらの中に最後は管を通して行って、神田川まで配管を通す。市谷濠いちがやぼりに台船を浮かべて、水は抜いたりしないそうですけれども、いわゆるバキュームカー的なもので下の泥を吸い込んで、圧送管で神田川まで送り、神田川のほうに台船で、吐き出した泥を船に乗せて処理場に運んでいくという形でやっていくと聞きました。

スケジュールとしては、右側に入っておりますけれども、まず、配管をして、市谷濠いちがやぼりからはじめ、終了したら、そこを片づけて次のお濠ぼりに移動し、その泥を吸い取り終わったら、またそこを片づけて次に移るという形で、最後は、31年の夏までにしゅんせつ等を終える予定ということで聞いてございます。

やはりお濠ぼりの中に物を入れますので、交通規制があるということで、その間の図も右下のほうに入っております。

非常に簡単ではございますが、そういった形で今、区が聞いている状況でございます。

以上です。

熊谷会長 はい。

吉川委員 僕の情報で補足させていただいてよろしゅうございますか。

熊谷会長 どうぞ。

吉川委員 これは大体、費用は約10億円だそうでございます。ヘドロは約3万トン、吸い出す

ということでございます。

前回オリンピック、1964年のとき大々的にしゅんせつしたわけでございます。だから、54年前です。その間に地下鉄の工事がありまして幾らかしゅんせつしましたが、それは1992年、26年前です。そんなような経過がございますのでちょっと言わせていただきました。

**熊谷会長** ありがとうございます。

結果的に水がきれいになれば、みどりとしてもいいよね。みどり公園課としてもね。あそこのサクラが、大分ちょっと弱ってきた感じでね。だから、どんどんあれをね。そうしたら、すばらしいオリンピックになるよね。

**事務局担当（城倉）** あのサクラはライオンズクラブから寄贈していただきまして、今ちょっとライオンズクラブのほうも、何十周年記念でしたかね、少しやりたいということで、うちの道路課のほうと今ちょっとコラボして、少し手を入れようかと。結構、枯れたままになっているのがありますので、その辺をしっかりと手を入れていきたいと。

**奥水副会長** これは、最終的にヘドロを、新海面処分場、どの辺なんですか、新海面処分場って。東京湾の。

**事務局担当（城倉）** 埋め立てのほうです。

**奥水副会長** 東京湾のどの辺になるんですか。

**事務局担当（城倉）** 中央防波堤の……

**奥水副会長** 中央防波堤の外側。

**事務局担当（城倉）** あの辺ですね。

**吉川委員** その一番奥側が、最新の新海面処分場で。

**奥水副会長** なるほどね。そこでまた埋め立てして、土地をつくるわけだ。なるほどね。わかりました。ありがとうございます。

**吉川委員** 今現在の状況としましては、お濠に小さなボートが入っておりまして、準備している段階で。その前に、地下水の工事をやっているみたいで、あそこは地下水の排水溝がお濠<sup>ほり</sup>に出ておりますのでいろいろと、ため池みたいになっちゃっておりますので、中はちょっとわからないんですが、外から……、何か工事をやっておりますので。

**奥水副会長** 雨水、下水なんていうのは入ってこないの。

**吉川委員** 下水って、排水溝がね、口が出ているんです、お濠<sup>ほり</sup>に対して。そこから流れてくるんです。それが浄化されていないそうなんです。僕の調査では、要はそのまま、生のあれが出てきちゃいますので、汚水と一緒に、ごみも一緒に。

あそこの、この前、資料を提供しておきましたが、事務局には、周りにごみがいっぱい浮いてしまって、アオコですか、あれが夏場、色が変わって。きょうも来る前に観察してきたんですが、土色になって、土色にちょっと青っぽい色が混じった水質になっておりますので、大変やはり見苦しく、そのへりを歩きますと、下から悪臭がぷーんと上がってきますので。そういうことでございます。

**みどり土木部長** 今下水道局も、外堀通りのところに、下に貯留管、大きなものをつくっております、今まで結構、今、吉川委員がおっしゃったように、大雨が降ると直に全部、現物が流れていたのを、一応そこに貯留するような形になります。ただ、余り雨が降り過ぎてしまうと、最後は直の放流になってしまう部分もあるみたいですが、ある程度の部分については、今対策を行っているところでございます。

**熊谷会長** 70年ぐらい前には、あのお濠<sup>ほり</sup>で泳いでいたやつ、結構いたんだ。

**輿水副会長** 会長もそのころ泳いだんですか。

**熊谷会長** いやいや、俺はまださ、70年前だから、そんなまだ……

**輿水副会長** 生まれてない。生まれていたでしょう。

**熊谷会長** いや、生まれていたけど。でも、覚えているんだから。

**輿水副会長** やっぱり、泳いでいたんですね。

**熊谷会長** いや、俺は泳がない。やっぱり子どもは入っちゃいけないことになっていた、危ないから。でも、いいね、若者たちが結構あそこで泳いでいた。

**みどり公園課長** 泳いだんですか。

**熊谷会長** いや、そのときでも、もう大分汚れていたんですけどね。だから、あれ、きれいになったら、すごいよ。

**吉川委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** どうもありがとうございました。

何かほかに、御意見ございますか。

間座委員、お願いします。

**間座委員** きょうのテーマとちょっと外れてしまって申しわけありませんが、心配事が1つございまして、諏訪通りの西早稲田三丁目あたりの街路樹の根っこが上に盛り上がってしまっているんですが、そういうのは、お世話なさっておられるのはこのみどりの方たちなんでしょうか。それ、ぜひ見ていただきたいと思って。きょうは、樹木医の椎名先生がいらっやいませんで残念なんです、そういうのは、みどりの係のほうで見ていただけませんか

ようか。もう外にこんなに盛り上がっているんです。私それを携帯で撮ったんですけども、うっかり消してしまったものですから、きょう間に合わなかったんですが。ちょっと、小さいことで……

**熊谷会長** 具体的な場所を事務局のほうにぜひ説明していただければ、先ほどこちらで説明したのは、城倉さんって樹木医の、プロよりというか、樹木医さんはプロなんですけれども、特に城倉さんは熱心で、知識も豊富ですので。それでもだめなら、椎名先生に。

**間座委員** はい。つまらないことを申し上げまして。

**熊谷会長** いえ、とんでもありません。ありがとうございます。

**間座委員** 心配事でしたので。どうもすみません。

**熊谷会長** とんでもございません。

ほかに、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきますが、一応ここで事務局のほうにお返しをいたします。

---

#### ◎連絡事項

**みどり公園課長** 本日は長時間にわたりましてたくさんの審議をしていただき、本当にありがとうございました。

途中でも申し上げましたが、みどりの基本計画につきましては、御意見がある場合は、今週中までにいただければ何とかパブコメの内容に反映したいと考えております。

なお、今回、現段階の資料を審議会にお示ししましたが、パブコメの意見と対応についての資料は、正式に整えました時点で、委員の皆様には改めて送らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の審議会は、5月を予定しております。また、日時と場所については改めて連絡させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎閉会

**熊谷会長** それでは、大変、私の不手際で14分ぐらい予定の時間をオーバーしましたけれども、それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時14分閉会